

居宅介護支援における特定事業所加算に係る留意事項について

- 本資料は、居宅介護支援事業の特定事業所加算に係る要件について説明するものです。
- 加算算定に当たっては、本資料の内容を遵守して適正な運営を心がけてください。
- 本加算においては、各算定区分に応じて、厚生労働省から出ている報酬告示、留意事項通知、介護サービス関係Q&A等で定められた要件をすべて満たしていなければ、報酬請求できません。
- 各居宅介護支援事業所においては、常に要件を満たしているか確認する必要があります。
- 1つでも要件に該当しないことが判明した場合は、その時点で本加算の変更届を提出し、本加算を算定することがないようにしてください。

【参考：介護制度改革 information vol.80平成18年4月改定関係 Q&A(vol.2)】

★ 目 次 ★

1. 人材要件
2. 定期的な会議
3. 24時間連絡体制の確保
4. 利用者の状況（報告月の状況）
5. 計画的な研修の実施
6. 地域包括支援センターから紹介された困難事例の受け入れ
7. 地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加
8. 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
9. 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数
10. 介護支援専門員実務研修における科目への協力又は協力体制の確保
11. 他法人と共同で事例検討会、研修会等の実施
12. 包括的に日常生活を支援する居宅サービス計画の作成
13. 基準の遵守状況に関する所定の記録の作成
14. 特定事業所加算の取得要件早見表

なお、本資料は、以下の報酬告示、留意事項通知に基づいて作成しています。

- ◆ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
- ◆ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）

☆目次の 3、5、7、11、13 に関する参考様式を掲載していますのでご活用ください。

- 3. 定期的な会議録（様式例）
- 5. 個人別研修計画表（記載例）（様式例）及び研修報告書（様式例）
- 7. 事例検討会等参加報告書（様式例）
- 11. 共同研修・事例検討会開催計画書（様式例）（記入例）
- 13. 居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録
（保存用）



1 人材要件

特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(A)の各種別により、規定数以上の「主任介護支援専門員」「介護支援専門員」を配置する必要があります。

☆特定事業所加算(Ⅰ)

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を **2名以上配置**
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を **3名以上配置**

主なポイント

- 常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名置く必要があること。
⇒ 少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があります。

☆特定事業所加算(Ⅱ)

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を **1名配置**
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を **3名以上配置**

主なポイント

- 常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名置く必要があること。
⇒ 少なくとも主任介護支援専門員1名及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があります。

☆特定事業所加算(Ⅲ)

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を **1名配置**
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を **2名以上配置**

主なポイント

- 常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名置く必要があること。
⇒ 少なくとも主任介護支援専門員1名及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があります。

☆特定事業所加算(A)

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1名配置
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 1名以上配置
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で 1以上配置

主なポイント

○ 常勤かつ専従の介護支援専門員 1名及び常勤換算方法で1以上となる介護支援専門員とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名置く必要があること。

⇒ 少なくとも常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名と、常勤かつ専従の介護支援専門員 1名及び常勤換算方法で1以上となる専従の介護支援専門員の合計3名を配置する必要があります。

※なお、当該専従の介護支援専門員は、他の居宅介護支援事業所の職務と兼務をしても差し支えありません。ただし、事業所が、他の居宅介護支援事業所との連携を行っている時は、職務の兼務は連携をしている事業所に限ります。

管理者と兼務する場合の人員配置要件における取扱いについて

特定事業所加算の人員配置要件である『専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員』に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。

特定事業所加算の人員配置要件である『専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員』に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。

特定事業所加算の人員配置要件である『専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員』に、管理者を兼務する主任介護支援専門員を含むことが可能です。

※ただし、この場合以下の点に留意してください。

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員と重複して人数に数えることはできません。
- ・同一敷地内の他の事業所の職務を兼務することはできません。

【参考：「特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）」
（令和2年7月31日の豊福政第1222号）】

📎 加算算定に必要な記録（例）

- ♥ 従業員の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料
- ♥ 主任介護支援専門員研修修了証書（写）
- ♥ 介護支援専門員証（写）

2 定期的な会議

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(おおむね週1回以上)に開催する必要があります。

会議の議題については、少なくとも次のような議事を含めてください。

- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5) ケアマネジメントに関する技術
- (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7) その他必要な事項

開催した議事については、記録を作成し、2年間保存してください。

主なポイント

- 欠席者には、議事録の回覧等で内容の共有を図ってください。
- テレビ電話装置等を活用し、会議を開催することもできます。

📎 加算算定に必要な記録（例）

♠ 会議の議事録

（記録内容：開催日時、出席者、欠席者、議事項目、検討内容等）

3 24時間連絡体制の確保

24時間、常時、担当者が携帯電話等により、連絡可能な体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する必要があります。

当該事業所の介護支援専門員の輪番制による対応等も可能です。

主なポイント

- 特定事業所加算（A）の場合、携帯電話等の転送による対応も可能ですが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、秘密保持等に関する基準の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得てください。

📎 加算算定に必要な記録（例）

- ◆ 具体的な体制を示した書類
（24時間連絡可能な電話番号・担当者、輪番制の場合は輪番表等）
- ◆ 連携事業所の利用者又はその家族に、特定事業所加算の内容も説明し、同意を得たことが確認できる書類

4 利用者の状況（報告月の状況）

特定事業所加算（Ⅰ）の場合、算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上である必要があります。その割合を確認し、記録してください。

主なポイント

- 「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に40%要件の枠外として取り扱うことが可能です。
- 割合を満たすのみでなく、特定事業所加算を算定する事業所として、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れてください。

📎 加算算定に必要な記録

- ♣ 毎月の利用者状況（総利用者数、要介護3、要介護4、要介護5の利用者の割合等）

5 計画的な研修の実施

運営基準には、全ての指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならないことが定められています。当該運営基準に係る研修※に加えて、特定事業所加算を算定している事業所は、介護支援専門員ごとに、「特定事業所加算に係る計画的な研修」の計画を作成して計画的に実施する必要があります。

管理者は、介護支援専門員ごとの能力や経験、個人の希望や事業所等がどのような能力を習得させたいかを勘案した上で目標を決定し、その目標を達成するための研修を企画し、いつ実施するかを定めて、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じてください。

主なポイント

- 「研修計画」の策定にあたっての注意点
 - ・毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の研修計画を作成してください。
 - ・年度途中で加算取得の届出をする場合には、届出までに研修計画を作成してください。
- 介護支援専門員ごとの「研修計画」を定めてください。

- ・個別具体的な研修の目標（達成状況の確認の観点から、明確かつ客観的に評価できる目標を設定してください。）
 - ・内容
 - ・研修期間（各介護支援専門員の技能や経験に応じ柔軟に期間を設定してください。）
 - ・実施時期等
- 特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。

📁 加算算定に必要な記録（例）

- ♥ 個別研修計画表
- ♥ 研修実施記録（議事録、使用した資料等）

◎ 参 考 ◎

※運営基準に係る研修

毎年研修計画を作成し実践する上で必ず位置付けなくてはならない項目

- ・苦情処理
- ・事故発生時の対応
- ・衛生管理〈感染症予防対策等〉
- ・高齢者虐待防止（身体的拘束等原則禁止）等です。

勤務体制の確保にもあるように、介護支援専門員の資質の向上のために、研修を計画的に実施してください。

6 地域包括支援センターから紹介された困難事例の受け入れ

日頃より地域包括支援センターとの連携を図り、地域包括支援センターから支援が困難な利用者を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者を積極的に受け入れ、指定居宅介護支援を提供する必要があります。

主なポイント

- 支援が困難な利用者の紹介があった場合に、当該利用者を受け入れできる体制を整備してください。

📁 加算算定に必要な記録（例）

- ♠ 困難事例を受け入れた際の経緯、対応についての記録等

7 地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加

地域におけるケアマネジメントの質の向上のため、市、地域包括支援センターが実施する「事例検討会等」に積極的に参加する必要があります。

主なポイント

○ 「事例検討会等」についてこの場合の「事例検討会等」は、各地域包括支援センターが実施している研修会、勉強会を含むものであり、事例検討会に限定されるものではありません。

また、市、地域包括支援センターが実施している地域ケア個別会議も「事例検討会等」に該当します。

【参考:「居宅介護支援費における特定事業所加算の基準について」

(平成30年6月14日豊中市健康福祉部高齢施策課通知)】

📎 加算算定に必要な記録(例)

- ◆ 事例検討会等参加報告書
- ◆ 使用した資料等

8 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資するモデル事業所として、居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないことが求められます。

主なポイント

○ 単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。

📎 加算算定に必要な記録(例)

- ♣ 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート

9 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数

指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定してい

る場合は45名未満)である必要があります。

主なポイント

- 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であれば差し支えありません。ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮してください。
- 利用者数には、介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は含まれません。

📄 加算算定に必要な記録(例)

- ♥ 取り扱う利用者数が確認できる書類
(国民健康保険団体連合会に提出の介護給付費請求書(様式第一))

10 介護支援専門員実務研修における科目への協力又は協力体制の確保

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制(現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていること)を確保している必要があります。

主なポイント

- 当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。
- 特定事業所加算(A)を算定している事業所は、連携先居宅介護支援事業所との共同による協力及び協力体制によることも可能です。

【参考:介護保険最新情報 vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A
(平成27年4月1日)」の送付について】

📄 加算算定に必要な記録(例)

- ♣ 介護支援専門員実務研修における科目に協力又は協力体制を確保していることが確認できる書類
(公益社団法人大阪介護支援専門員協会から通知される「実習受入登録決定通知書」など)

11 他法人と共同で事例検討会、研修会等の実施

同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も関わった事例検討会等の取り組みを、自ら積極的に実施する必要があります。

主なポイント

- 事例検討会、研修等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度、少なくとも次年度が始まるまでに計画を策定してください。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあつては、当該届出を行うまでに当該計画を策定しておいてください。
- 特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能です。
- 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等については、市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同して実施した場合も評価の対象となります。ここでいう共同とは、2法人以上が参画していることが必要です。

【参考:「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A(vol.1)

(平成 30 年 3 月 23 日)の送付について】

📎 加算算定に必要な記録(例)

- ◆ 本年度の事例検討会、研修会等の計画
- ◆ 事例検討会、研修会等の実績記録

12 包括的に日常生活を支援する居宅サービス計画の作成

令和 3 年度介護報酬改定により新しい要件として、『必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること』が必要です。

主なポイント

- 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、
 - ・市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス
 - ・老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス
 - ・寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス
 - ・精神科訪問看護等の医療サービス
 - ・はり師・きゅう師による施術
 - ・保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練 など
- 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスの必要性を検討した結果、そうしたケアプランが事業所内に 1 件も無かった場合でも、加算の算定は可能です。その場合は、位置づけなかった理由を説明できるようにしておいてください。

【参考:「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A(Vol.3)

(令和 3 年 3 月 26 日)の送付について】

📖 加算算定に必要な記録（例）

- ♣ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されている居宅サービス計画

13 基準の遵守状況に関する所定の記録の作成

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存する必要があります。

主なポイント

- 毎月末までに、所定の「居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）」を作成してください。
- 市から求めがあった場合は、提出する必要があります。

📖 加算算定に必要な記録（例）

- ♥ 居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）



定期的な会議録

実施日時	令和 年 月 日() 時 ~ 時
参加者	司会: 記録:
欠席者	

議事	担当	検討した内容	結論
NO			

議事項目 No.	(1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
	(2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
	(3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
	(4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
	(5) ケアマネジメントに関する技術
	(6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
	(7) その他必要な事項

回 覧							
-----	--	--	--	--	--	--	--

個人別研修計画表

作成日： 2020 年 3 月 18 日

氏 名	豊中 花子		職 責	介護支援専門員
			経験年数	2年
目 標	ケアマネジメントに必要な医療知識を得て実践、説明することができる。			
研修期間	2020年4月～2021年3月			
実施時期	【計画】 2020年 5月頃	研修内容	【計画】 医療機関や医療サービス関係者等から情報を得る際のポイントについて理解することができる。	
	【実績】 2020年5月18日		【実績】 「病院から住み慣れた暮らしの場へ、地域みんなで取り組む入退院支援」	
	管理者確認、評価等		利用者さんへの切れ目のないサービス提供を行うには、入退院時の情報連携が大切ですね。 桜塚	
実施時期	【計画】 2020年9月頃	研修内容	【計画】 在宅療養中の利用者を支えるためのケアマネジメントについて理解することができる。	
	【実績】 2020年9月13日		【実績】 「病気を知ることによってアセスメントの視点を学ぶ」	
	管理者確認、評価等		今回の研修で得た知識を生かして、様々な疾病を抱える利用者さんに対してより良い支援が出来ると思います。 桜塚	
実施時期	【計画】 2021年 2月頃	研修内容	【計画】 個別支援における医療とのかかわりを理解することができる。	
	【実績】 2021年1月25日		【実績】 「多職種協働によるケアマネジメントの実践」	
	管理者確認、評価等		過不足のない情報収集のためには普段からの多職種との顔の見える関係づくりが大切ですので心掛けて下さい。 桜塚	

個人別研修計画表

作成日： 年 月 日

氏 名		職 責	
		経験年数	
目 標			
研修期間			
実施時期	【計画】	研修内容	【計画】
	【実績】		【実績】
	管理者確認、評価等		
実施時期	【計画】	研修内容	【計画】
	【実績】		【実績】
	管理者確認、評価等		
実施時期	【計画】	研修内容	【計画】
	【実績】		【実績】
	管理者確認、評価等		

研 修 報 告 書

作成日： 年 月 日

報告者氏名	
開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
研修会等名	
出席者	
研修内容	
評価、今後の課題等	

事例検討会等参加報告書

作成日 年 月 日

報告者氏名	
開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
研修会等名	
主催団体名	
出席者名	
内 容	
今後の課題等	

年度 特定事業所加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A)算定に係る共同研修・事例検討会開催計画書

(様式例)

研修目的

作成日: 年 月 日

参考 11

(事業所名):

(事業所番号):

(作成担当者):

(連絡先):

	開催時期	開催場所	研修テーマ	共同開催事業所及び法人名	研修内容	その他
1						
2						
3						
4						
5						

※1 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施してください。

※2 開催日ごとの研修の資料・研修参加者名簿は保存してください。

(参考様式)

令和 3年度 特定事業所加算 (I・II・III・A) 算定に係る共同事例検討会・研修会開催計画書

(記入例)

作成日: 3年 3月 28日

研修目的
地域包括支援センター、医療機関等、常に地域との連携を重視する体制を構築する。

(事業所名) : 豊中福祉居宅ケア
(事業所番号) : 2770000××
(作成担当者) : 健康 太郎
(連絡先) : 68●○-●○○○

	開催時期	開催場所	研修テーマ	共同開催事業所及び法人名	研修内容	その他
1	2021年5月下旬 10:00~12:00	●●相談支援センター A会議室	入退院時等における医療との連携について	・A事業所 (株式会社 a) ・B事業所 (社会福祉法人 b) ・C事業所 (医療法人 c)	・医療機関からの情報収集の方法や退院後の生活課題について情報共有を図る。 ・身元保証がない人に対する入院・入所支援について学ぶ。 ・在宅で生活するために有用な社会資源は何か検討する。	A事業所の事例提出
2						
3						
4						
5						

※1 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施してください。

※2 開催日ごとの研修の資料・研修参加者名簿は保存してください。

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)

年 月サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

1 常勤専従の主任介護支援専門員の状況 イ(1)・ロ(2)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

① 主任介護支援専門員氏名	
①主任介護支援専門員研修修了年月日	年 月 日
② 主任介護支援専門員氏名	
②主任介護支援専門員研修修了年月日	年 月 日

←加算Ⅰの場合のみ2名必要
加算Ⅱ・Ⅲ・Aの場合、2人目は記入不要

※ 主任介護支援専門員更新研修受講者は、最新の更新修了日を記載すること。

2 介護支援専門員の状況 イ(2)・ハ(3)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援専門員数	人	内 訳	常 勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※上記1の主任介護支援専門員を含めない。

介護支援専門員の名簿(介護支援専門員の登録番号を記載したもの)を添付すること。

介護支援専門員の状況 ニ(3)・ニ(4)関係 【加算A】

介護支援専門員の常勤換算数 ※b	内 訳	常 勤	専従 ※a	人	非常勤	専従	人
			兼務	人		兼務	人

※上記1の主任介護支援専門員を含めない。

※上記 a 欄は1名以上となっていること。

※上記 b 欄は2以上となっていること。

3 定期的な会議の開催 イ(3)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議をおおむね週1回以上開催している。	有 ・ 無
開催年月日	

※「有」の場合には、開催記録を添付すること。記録は2年間保存しなければならない。

※議題については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第三の11(3)③に沿った議事を含めること。

4 連絡体制の確保 イ(4)関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

5 利用者の状況(報告月の状況)

(1)要介護3~5の割合 イ(5)関係

【加算Ⅰ】

利用者数 (合計)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3~5の割合
人	人	人	人	人	人	%

※地域包括支援センターから支援困難な利用者として紹介を受けた利用者的人数については、内数として()書きで付記すること。

(2)介護支援専門員1人あたりの利用者数 イ(10)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

利用者数(A)	人	介護支援専門員数(B)	人	1人あたり利用者数(A)÷(B)	人

6 介護支援専門員への研修 イ(6)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員に、計画的に研修を実施している。	有	無
-------------------------	---	---

※「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

7 地域包括支援センター等との連携について イ(7)・(8)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

(1)地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。	有	無	開始件数 : 件
(2)地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。	有	無	具体的な体制 :
(3)地域包括支援センター等が開催する事例検討会等がある場合当該事例検討会等に参加した。	有	無	参加年月日 :

8 減算の適用について イ(9)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

(1)運営基準減算が適用されている。	有	無
(2)特定事業所集中減算が適用されている。 ※「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」にて確認すること。	有	無

9 実習の受入れについて イ(11)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。	有	無
---	---	---

10 事例検討会、研修会等の共同実施について イ(12)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	有	無
--	---	---

※「有」の場合には、実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

11 包括的に日常生活を支援する居宅サービス計画の作成について イ(13)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	有	無
--	---	---

14 特定事業所加算の取得要件早見表

		イ 特定事業所加算(Ⅰ)	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(A)
1 (人員配置)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること	○			
	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること		○	○	○
	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3人以上配置していること	○	○		
	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること			○	
	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること				○
	常勤かつ専従の常勤換算方法で1の介護支援専門員を配置していること。				○ ※1
2	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
3	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携によることも可
4	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○			
5	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること	○	○	○	○ 連携によることも可
6	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
7	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
8	居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
9	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること	○	○	○	○
10	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携によることも可
11	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携によることも可
12	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※1 常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(連携先事業所に限る。)の職務と兼務は可能